

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によって、次のとおり  
特定非営利活動法人認証申請があつた。

平成二十二年一月二十一日

広島県知事 湯崎英彦

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人の代表者名	の主たる事務所所在地	定款に記載された目的	申請のあつた年月日
特定非営利活動法人ふるさと庄原研究会	石原 嘉祥	広島県庄原市中本町一丁目一三番三号	この法人は、中山間地域に居住する住民に対し、生活環境と自然環境との調和を図りながら、その環境を保全するための活動や調査・研究に関する事業を行い、精神的、経済的にも豊かな社会を築き上げると共に、充実した地域社会の構築に寄与することを目的とする。	平成二十二年一二月二一日
特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構	福田 督	広島県広島市中区上八丁堀二番一五号	本機構は、犯罪者や非行少年（更正保護事業法第二条第一項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もつて個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。	平成二一年一二月二五日
特定非営利活動法人広島西部腎臓病院	倉恒 正利	広島県廿日市市地御前一丁目三番三号	この法人は、広く慢性腎臓病患者および膠原病患者に対する治療の普及と治療の円滑な社会復帰と安寧な地域社会の実現を行い、地元の生活の質と福祉の向上に貢献し、もつて公益の増進に寄与することを目的とする。	平成二一年一二月二五日